

農地法第3条許可申請に必要な書類

農地を売買・賃貸する場合（農業開始、規模拡大等）

必 要 書 類	部 数	備 考
	農業委員会許可	
許可申請書（申請人訂正欄へ押印。認印可）	3 申請者数+1部	
本人確認書類 ※申請者及び代理人の運転免許証、マイナンバーカード等の写し	1	
許可申請書（別添）	1	
登記簿謄本（登記事項全部証明書に限る） ※発行日より3ヵ月以内の原本	1	那覇地方法務局
公図 ※発行日より3ヵ月以内の原本	1	那覇地方法務局
見取図（ゼンリン写し等） （※申請地及び付近の状況が確認できる資料）	1	
求積図または地積測量図【土地の一部を利用する場合】	1	
耕作証明願（譲受人）【譲受人が町外の場合】	1	
住民票謄本（譲受人）【譲受人が町外の場合】	1	
営農計画書（譲受人）	1	
契約書の写し （※ 売買契約書・賃貸借契約書・贈与証明 等）	1	
資金調達を確認できる資料【所有権移転の場合】 （預金残高証明書、融資証明等）	1	
住民票抄本 または 戸籍の附表（譲渡人） 【現住所と登記簿上の住所が異なる場合】	1	
定款 及び 登記簿謄本（登記事項証明書） 【申請者が法人の場合】	1	
委任状【代理人が申請する場合】	1	
その他 必要な場合	1	

① 許可申請書に添付する提出書類は、**原本(1部)**です。

② 土地登記簿の所有名義人と申請人（譲渡人）が異なる場合、申請人が真正な権利者であることを確認できる書類……相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書等

③ 許可の基準：
● 農業経営に供すべき農地の**全てについて耕作**すること。
● 世帯において少なくとも一人は**150日以上**農作業に従事すること。

● 許可申請書の受付期間は、**毎月7日～12日**です。
（12日が閉庁日の場合には、その前の開庁日までとさせていただきます。）

● 許可申請書・営農計画書は南風原町役場ホームページからも入手できます。
URL： <http://www.town.haeburu.okinawa.jp/>（トップページから「住まい・産業」→「農業・農業委員会」にあります。）

● お問い合わせ先 … 南風原町農業委員会 TEL：098-889-4163